

緊急事態宣言が解除され、新型コロナワクチン接種も進み、日に日に落ち着きを取り戻しつつも、まだまだ気を緩めれば、一気に感染の再拡大が起こります。引き続き、感染防止への意識を忘れずに、感染防止対策を徹底しましょう。

私たちはこれまで経験のない不安と恐怖、そして我慢を強いられています。抱えられない不安が、思い込みや偏見を生みます。

不安を差別につなげちゃいけない。

医療従事者、エッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見

あなたの奥さん、病院で働いているんだよね。
悪いけどしばらく出社は控えてほしい。

あそこ、老人介護の施設だよね。
職員の人はうちの前を通らないでほしい。

はいそうごようしや
配送業者の子どもは学校に来ないで。

わる人々への差別の事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちをもって接し、むしろエールを送りましょう。

感染者とその家族への差別や偏見
感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり避難したりする差別や偏見がうまれていきます。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。ウイルスには気を付けていても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

思い込み、過剰な反応による差別や偏見

せきはぜんそくのせいだって言うけど、
絶対コロナに決まってる。休めばいいのに。

君、例の大学の学生さんだったね。サークルが違ってもバイト辞めてくれないかな。

県外ナンバーの方は、一切、この施設のご利用をお控えください。

医療従事者やその家族に対する、必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否など様々な問題のある事例が全国で起こっています。また、社会生活の維持に欠かせない業務に携

●●さん感染したんだって。
どうせ夜遊びしてて感染したんじゃないかな？

ネットで見たけど、●●君のお父さん感染したみたい。いい迷惑だわ。

●●さん職場復帰したけど後遺症あるみたい。
まだうつるかも。近寄らないようにしよう。



特定な症状というだけで感染を決めつけてしまったり、あるいは、感染者と同じ学校、居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。いかなる場合もそうですが、思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

～法務省人権擁護局ホームページ引用～



第 2 3 2 号
2021年7月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



人権
相談窓口の
ご案内



新型コロナウイルス感染症に関連した
差別や虐待は決してあってはなりません!

人権相談窓口は
こちらから



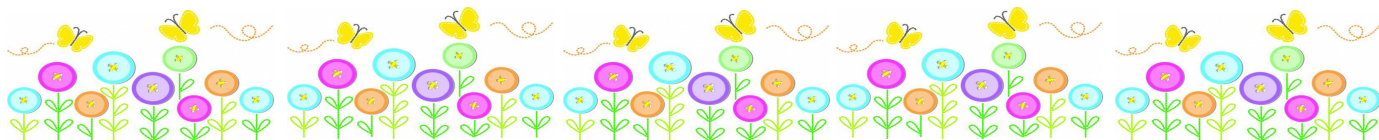
- ★様々な人権問題に関するインターネット相談
インターネット人権相談 <http://www.jinken.go.jp/>
- ★みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）
0570-003-110 【平日8:30～17:15】
- ★子どもの人権110番
0120-007-110 【平日8:30～17:15】
- ★女性の人権ホットライン
0570-070-810 【平日8:30～17:15】
- ★外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911 【平日8:30～17:00】



◆◆◆◆◆ 手芸教室受講生の募集 ◆◆◆◆◆

日 時 : 令和3年8月～令和4年2月
毎月第2・4金曜日
午後7時30分～9時00分
場 所 : 和束町人権ふれあいセンター
対 象 : 町内在住または、町内勤務者

広報折込みの
申込書をご確
認ください。



ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

7月の相談日

月日・・・7月27日（火）
時間・・・午前9時～12時
場所・・・人権ふれあいセンター



人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212